

8 工事記録写真作成要領

1 工事写真の提出方法

(1) 工事写真の提出方法は、監督職員との協議により、写真帳（紙）または電子納品とするかを決定すること。

電子納品にあたっては「電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」または「電子納品運用ガイドライン[建築工事・委託業務編]」によるものとし、工事着手前に「事前協議チェックシート」により監督職員と協議を行うこと。

(2) 提出部数は、監督職員の指示とする。ただし、出来形査定の場合には出来形を示すものとする。

(3) 工事写真は、下検査までに監督職員の確認をうけ、完成検査前に検査員に提出しなければならない。

2 撮影の目的と撮影箇所等

撮影の目的と撮影箇所等は下記による。

土木工事

共通仕様書（土木・下水・公園・水道）の写真管理基準

建築工事

「営繕工事写真撮影要領（改訂第3版）・同解説工事写真の撮り方建築・設備編」
国土交通大臣官房官庁営繕部監修